事務事業評価シート

(平成23年度実施事業)

事務事業名	保険財政共同安定化事業				事業コード		2120	
所属コード	043500	課等名 健康保険課		表保険課		係名 業務係		係
課長名	伊藤伸二	担当者	·名	熊谷聡美		内線番号		3112
評価分類	■ 一般 □ 2	い施設		大規模公共事業		補助金	: [〕内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1				
体系	施策	暮らしを支える制度の充実と自立支援	П Т,	5				
	基本事業	国保制度の健全運営	П 1	2				
予算費目名	国民健康保	険費特別会計7款1項2目保険財政共同安定事業拠出金	(001-01)				
	国民健康保	健康保険費特別会計7款1項2目保険財政共同安定事業交付金(001-20)						
特記事項								
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度 開始年度	平成 18	年度				
根拠法令等	国民健康保	険法第81条の2, 国民健康保険保険財政共同安定化事業	美・高額四	医療費				
	共同事業実	施要綱,岩手県国民健康保険団体連合会保険財政共同安治	定化事業	・高額				
	医療費共同	事業規則						

(2) 事務事業の概要

県内各市町村国保保険者の財政安定化を図るため、レセプト1件あたり30万円を超える医療費を対象として、各保険者が一定の割合で拠出金を出し合い、高額医療費が発生した市町村にその一定額を交付金として交付するもの。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

市町村国保保険者の財政安定化を図るため、国が平成 18 年 10 月から保険財政共同安定化事業を創設したことによる。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成20年4月に国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱及び岩手県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則が一部改正され、交付金について平成20年度第5期分から前期高齢者に係る財政調整が行われることになった。また、市町村国保の財政基盤強化策として平成21年度までの事業であったが、平成22年度から4年間継続されることになった。さらに、平成24年4月国民健康保険の一部を改正する法律により、事業は平成26年度まで継続、平成27年度からは恒久化し、対象がレセプト1件あたり30万円を超える医療費から1円以上に拡大する見込みとなった。

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

1 件月 30 万円を超えるレセプトの 8 万円から 80 万円までの高額医療費 (高額医療費が 80 万円を超えた場合は、高額医療費共同事業拠出金の対象となる。)

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 高額医療費件数	件	12, 707	12, 945	13, 500	12, 714	
※レセプト1件あたり医療費30万円を超えたもの						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

- ①岩手県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)は毎月のレセプト審査により、本事業の対象となる高額医療費件数、医療費実績額等を把握する。
- ②①に基づき算出した拠出金年額を,国保連は年度当初に各保険者あて通知する。
- ③拠出金支払い事務に関する各種書類を作成, 国保連あて提出する。
- ④毎月②の拠出金を国保連に納付する。
- ⑤本事業の対象医療費額を国保連に毎月申請し,国保連から毎月保険財政共同安定化事業交付金 が交付される。

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 高額医療費用額		5,586,577	5,774,297	6,208,420	5,708,981	
※レセプト1件あたり医療費30万円を超えたもの						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

高額な医療費による保険事業への影響を低減することにより、安定した財政運営を行う。

- ※拠出金は、過去の実績と被保険者数で按分される。
- ※交付金は、1件月30万円を超えるレセプトの8万円から80万円までの59/100が対象。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

化栅话口	\H- 1 ∕2	出任	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目	性格	単位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 拠出金額	口上げる						
	口下げる	千円	2,182,191	2,307,689	2,465,372	2,349,824	
	■維持						
B 国保連からの交付金	口上げる						
※交付額は医療費が30万円を超えた	口下げる			0.000.040	0 565 271	0.490.745	
場合,8万円から80万円までの	■維持	千円	2,386,435	2,603,840	2,565,371	2,436,745	
59/100 が交付される。							

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④—般財源	千円	-204,244	-296,151	-99,999	-86,921
	⑤その他(交付金)	千円	2,386,435	2,603,840	2,565,371	2,436,745
	A 小計 ①~⑤	千円	2,182,191	2,307,689	2,465,372	2,349,824
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	60	60	60	60
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	240	240	240	240
計	トータルコスト A+B	千円	2,182,431	2,307,929	2,465,612	2,350,064
備考			•	•		

3 事務事業の評価 (See)・・・・・・

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由:国民健康保険事業の健全運営に効果がある。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

「妥当」とする理由:法定事務である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

「妥当」とする理由:法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

理由:国で定めた制度に基づき県全体で行う事業であるため、単独の市町村で廃止・休止することはできない。また、国保財政の安定化に支障をきたす。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

国の制度であり、現状で妥当である。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

公平・公正である。

理由:国で定めた制度に基づき、県全体で一定の基準で行う事業であるため。

(4) 効率性評価

事業費や人件費は削減は困難である。

理由	日: 法令に基づいて算定された経費であり、国で定めた制度に基づき県全体で一定の基準で行
	う事業であるため。また、市町村の事務は拠出金の支出等事務手続きのみであり、最低限の
	人員と業務時間で行っているため。
	市場市場 今上サウ (トロー)
4	事務事業の改革案(Plan)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	改革改善の方向性
(-,	
(2)	改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法
(2)	以中以告に同じて心足で100回返無及びで00元版/J/A
5	課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	今後の方向性
(1)	□ 現状維持 (従来どおりで特に改革改善をしない)
	■ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
	□ 終了・廃止・休止
(0)	
(Z)	全体総括・今後の改革改善の内容

国・県の補助はないが、県内の市町村が共同して資金を出し合い、高額な医療費の拠出に対し、負担を平準化する役割を果たしている。特に当市の場合は交付額が拠出額を上回り、貴重な財源として国保の健全運営に寄与している。

24年4月に成立した国保法の改正により、27年度から、現在1件当たり30万円以上となっている対象額が1円以上に引下げられたため、27年度以降は、県全体の国保の医療費が、県内の国保全体で負担する仕組みとなるが、これに伴い負担が増える市町村などに対しては、県の調整交付金による調整制度がとられる見込みとなっている。

今後、これらの仕組みについて、注視していく必要がある。